

大阪市立茨田小学校「学校いじめ防止基本方針」

令和 8 年 4 月 1 日

1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(いじめ防止対策推進法 第2条)

2. 本校の基本方針のポイント

上記の考えをもとに、本校では「いじめはどの学校、どの学級でも起こり得る。」という認識のもと、「まなぶ子・思いやりのある子・たくましい子」育成のために「茨田小学校いじめ防止基本方針」を策定し取り組んでいく。

未然防止について最優先に取り組むとともに、いじめ事案に対して早期発見・早期解決を目指す本校の基本方針のポイントとして、以下の3点をあげる。

① いじめを絶対に許さない学校の雰囲気づくりに関する取組（教職員・児童の意識改革についての方策等）について

- ・ 児童が友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行う。
- ・ きちんと授業に参加し、基礎的な学力を身につけ、認められているという実感を持った子どもを育成する。(規律・学力・自己有用感の育成)

② 未然防止・早期発見のための取組について

- ・ 学期に一度、「いじめアンケート」を実施し、児童の状況把握をする。
- ・ 校長や生活指導部長・人権教育主担の講話や道徳、学級活動等において、「いじめは人間として絶対に許さない」と話をする。
- ・ 道徳教育、人権教育の充実、読書活動・体験活動を推進し、児童の社会性を育み、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。

③ 家庭・地域との連携について

- ・ 大阪市立茨田小学校「学校いじめ防止基本方針」について理解していただく。
- ・ 学級担任と家庭をつなぐ「連絡帳」の確認を毎日行う。
- ・ 必要に応じて学校便りや学年便り、ホームページを通じて、いじめに対する意識啓発を行う。

3. いじめの未然防止についての取組

<基本姿勢>

いじめは、どの児童にも起こりえる、どの児童も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための取組を全教職員で行う。

(1) 授業改善について

① 学習規律の確立や配慮を要する児童への対応で重要な点について

- ・学力向上と学習規律(チャイムが鳴れば着席する、授業中の正しい姿勢、発表の仕方や聞き方など)の確立は、相互に密接に関わっている。学年当初に、授業を受ける態度や心構えの指導を行う。
- ・個々の課題について、適切に理解したうえで、指導に当たる。(月一度の生活指導部会・職員会議で情報を共有する。)

② 相互公開授業等「わかる授業」づくりにおける具体的な取組について

- ・メンターを中心として、若手教員の研修会を実施していく。
- ・校内研修・授業研究の充実(各学年一回の研究授業)
- ・教育センターの研修会、小学校教育研究会の授業研究会への参加奨励。

(2) 自己有用感を高めるために(児童会活動やキャリア教育の計画等から)

① 一人一人が活躍することができる活動を充実させるための取組について

- ・一人一人を大切にしたいわかりやすい授業づくりに努める。
- ・様々な行事や活動を通して、学級や学年等で活躍できる集団づくりに努める。

② 友だちや教職員と関わり、人とのつながりを感じることでできる集団づくりについて

- ・学校教育全体を通じ、児童が活躍でき、他者の役に立っていると感じることでできる機会の提供に努める。(委員会活動の実施、縦割り活動の実施、集団登校の実施など)

③ 児童を認め、誉める指導を充実させるための取組について

- ・学年、学級活動において、教員が児童の長所を生かして活動できるように努める。
- ・学級活動において、個々の児童が相互に「いいところ」を見つけて、発表する活動などに取り組む。

(3) いじめを許さない・見逃さない雰囲気の醸成

① 道徳教育や学級活動の充実を図る取組について

- ・道徳や学級活動で、いじめの問題について学び、いじめ問題を児童自身が主体的に考えることができるようにする。

- ② 命の大切さや互いを思いやることの大切さを実感することができる取組について
 - ・ 道徳教育や学級活動を通して、命の大切さや互いを思いやることの大切さを理解させ、それらを実感することができるような行事や活動に取り組む。
- ③ 「傍観者」もいじめに加担していることを認識させるなどの指導について
 - ・ 「傍観者」に対し、自分の問題として捉えるように、考えさせる機会をつくる。
- ④ 情報モラルに関する取組について
 - ・ 携帯電話やパソコンの使い方について、学級や学年で指導する。
 - ・ 警察による非行防止教室や携帯電話会社の情報モラル講話などを取り入れ、携帯電話やパソコンの使い方について講話してもらう。

4. いじめの早期発見についての取組

<基本姿勢>

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。

- ① 児童観察の充実と情報の共有化について
(ささいな変化に気づくことができる体制づくりについて)
 - ・ 職員朝会や学年打ち合わせ、看護当番引き継ぎなど教職員が情報共有できる場の設定
 - ・ 緊急的な対応では、校内放送を通じて、教職員の召集を行う。
- ② 変化の記録（5W1H）について
 - ・ 「記憶」より「記録」の大切さを教職員で理解し、学級担任が個別にノートへ記録する。
- ③ アンケート調査の活用、教育相談（個人面談）の実施について
 - ・ 学期に一度、「いじめアンケート」を実施し、児童の状況把握をする。
- ④ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用について
 - ・ 状況に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用をはかるなど、対応に困難がある場合のサポート体制をはかる。
- ⑤ 外部機関との連携について
 - ・ ネット上の不適切な書き込み等に対しては、ただちに削除するようにプロバイダに対して求める。また、必要に応じて、法務局の協力を求める。児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、ただちに警察に通報し、適切な援助を求める。

⑥ いじめ相談窓口の周知について

以下の連絡先を児童・保護者に啓発する。

○電話教育相談（こども専用）・・・悩みなどについてこども自身からの相談
電話：06－4301－3140

（月から金曜<祝日、年末年始を除く>9時～19時 受付）

○24時間電話いじめ相談・・・・・・毎日24時間いじめに関する相談

電話：0570－0－78310（全国共通）※

月～金曜 9時～19時（祝日、年末年始を除く） 電話：06－4301－3140

上記以外の時間帯 電話：06－6809－5635

5. いじめの早期解決についての取組

<基本姿勢>

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。指導においては、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

① いじめ事案を委員会（管理職等）へ報告する体制について

- ・ いじめを把握した教職員は、管理職に報告をする。管理職は学級担任、養護教諭、生活指導部長、教務主任、各学年主任を召集し、共通理解を図る。

② 全教職員が団結して問題解決に取り組むための体制づくりについて

（情報の共有化・教職員の連携等）

- ・ 正確に事実確認をするため、被害児童への聞き取り、加害児童への聞き取り、まわりの児童への聞き取りなどを行う。

③ 被害児童の保護、加害児童への指導について

- ・ 被害児童にとって信頼のできる人と連携し、寄り添い支える体制をつくり、安全・安心を確保する。
- ・ 加害児童へは、いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるとともに、不満やストレスがあってもいじめに向かわせない力を育むようにする。また、不満やストレスの原因を整理し、改善を図れるよう指導・支援する。

④ 警察などの関係機関との連携について

- ・ 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、ただちに警察に通報し、適切な援助を求める。

⑤ 家庭・地域との連携について

- ・ つながりのある教職員を中心に、即日、関係児童の家庭訪問等を行い、事実関係を伝えるとともに、今後の対応策と学校との連携について話し合う。

- ⑥ ネット上のいじめに対しての『大阪の子どもを守るサイバーネットワーク』の活用について
- ・状況に応じて、活用をはかる。

6. いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 学校内の組織

① 組織名 「いじめ対策委員会」

② 構成メンバー

・校長（責任者）・教頭・生活指導部長・養護教諭・教務主任・当該児童が在籍する学級担任・各学年主任

③ 活動内容、開催時期や回数

- ・学年を超えてのいじめに対する対応や学級・学年だけでは対応できないいじめに対する対応を行う。開催時期は、随時とする。
- ・いじめの疑いに関する情報や、児童の問題行動に関わる情報の収集や記録、共有を行う。
- ・いじめの疑いに係る情報があった場合には緊急会議を開催し、迅速な情報の共有、関係児童生徒への聞き取り、指導および支援の方針の決定、保護者との連携を行う。

④ 校内研修会の実施について

- ・月一回の職員会議での情報共有。

【年間計画】

【調査等】

- | | |
|------------------|-----------------------|
| ① 児童対象いじめアンケート調査 | 年 3 回（1 学期・2 学期・3 学期） |
| ② 児童対象学校評価アンケート | 年 1 回（1 月） |
| ③ 保護者対象学校評価アンケート | 年 1 回（1 月） |

【研修会】

- ・特別支援教育研修会(5・3 月)
- ・人権教育実践研修会(10 月)
- ・生活指導部会(毎月)

(2) 保護者や地域・関連機関との連携

- ・ホームページや学校だよりなどによる情報発信・啓発
- ・民生委員・主任児童委員との連絡会の開催や情報共有

(3) 取組内容の検証

- ・年度当初に「茨田小学校いじめ防止基本方針」を策定し、「運営に関する計画」最終反省時に内容を再検討する。

7. 重大事案への対処

- ア) 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」
イ) 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」等があった場合、速やかに教育委員会に報告し、連携して、調査および対応を行う。

- ・ 学校の対応（隠蔽しない・誠意ある対応・窓口の一本化）
- ・ 調査組織の設置や事実関係の明確化
- ・ 被害児童生徒及びその保護者への適切な情報提供
- ・ 教育委員会への報告

※ いじめ発見の際の流れ

